財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	目次 日次 日次 日次 第二章 (略) 第二章 (8) 第二章 (8)	改正案
一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。	日次	現

(略)

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

- う。以下この号及び第百二十八条において同じ。) に従つて 規則第一条の二第一項第一号二に規定する国際会計基準をい 作成した企業内容等に関する書類を開示していること。 定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。)又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき 当該法令の定める期間ごとに国際会計基準 (連結財務諸表 会社、その親会社、その他の関係会社(第八条第八項に規
- (2) · (3) (略)

(略)

(比較情報の作成)

第六条 業年度に係る事項をいう。) を含めて作成しなければならない。 財務諸表(附属明細表を除く。 当事業年度に係る財務諸表は、)に記載された事項に対応する前事 比較情報 (当事業年度に係る 第六条

(定義

第八条

(略)

2 } 20 (略)

る意図をもつて保有する社債券その他の債券 (満期まで所有する意 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有す

図をもつて取得したものに限る。) をいう

イーハ (略)

二次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- する書類を開示していること。 規則第一条の二第一号二に規定する国際会計基準をいう。以 下この号において同じ。) に従つて作成した企業内容等に関)又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき 定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。 当該法令の定める期間ごとに国際会計基準 (連結財務諸表 会社、その親会社、その他の関係会社(第八条第八項に規
- (2) · (3) (略)

(略)

削除

(定義)

第八条 (略)

21 る意図をもつて保有する社債券その他の債券をいう。 この規則において「満期保有目的の債券」とは、満期まで所有す

度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うこと 50 この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年 あるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用 の規則において「誤謬」とは、その原因となる行為が意図的で こて行った会計上の見報じを変更することをいう。	能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当た49 この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可更することをいう。	められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変	められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変47 この規則において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認う。	手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいび費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入る。この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及	採用した表示の方法をいう。	
(新新設) 設)	(新 設)	(新設)	(新設)	(新 設)	(新 設)	(22 新 ~ 設 43
						(略)

52 することをいう。 前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更 をいう。 この規則において「財務諸表の組替え」とは、 新たな表示方法を (新設)

表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。 - 表における誤謬の訂正を財務諸表に反映することをいう。 - での規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸

(新設)

(重要な会計方針の注記)

ることができる。 ならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略す第八条の二 会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければ

| ~ 十 (略)

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当時合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない。)に伴い会計方針の変更を行つた場合が決定の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成(次条において「会第八条の三 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。)

(重要な会計方針の記載)

ー〜十 (略) 「事続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項(「本ッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし 「本ッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし 「本での名号に掲げる事項は、 「本での名号に掲げる事項は、 「本での名号に掲げる事項は、 「本での名号に掲げる事項は、 「本での名書である。」

(会計方針の変更に関する記載)

前条による記載の次に記載しなければならない。第八条の三(会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を

- 理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容一会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の
- | 表示方法を変更した場合には、その内容
- には、その旨、変更の理由及び当該変更がキャッシュ・フロー計三 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合

該事項の記載を省略することができる。

- 一当該会計基準等の名称
- 一当該会計方針の変更の内容
- 三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に関する原則的な取扱い(前五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しな映することをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次の響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影

ければならない。

ただし、

第一号ホからトまで及び第二号ホからト

連結財務諸表において同一の内容が記

までに掲げる事項について、

当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定

イ当該会計基準等の名称

を算定することが実務上不可能な場合

することができ、

かつ、

前事業年度の期首における累積的影響額

次に掲げる事項

- 5 -

- 当該会計方針の変更の内容
- 八 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
- 影響額 当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な
- 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響 額
- 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定 することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
- 当該会計基準等の名称
- 当該会計方針の変更の内容
- 그 시 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
- 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
- ホ 定することが実務上不可能な旨 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算
- 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 3 次に掲げる事項を注記しなければならない。 会計処理を行つた場合において、 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて 遡及適用を行つていないときは、 ただし、 第三号及び第
- 載される場合には、 その旨を記載し、 当該事項の記載を省略するこ

連結財務諸表において同

一の内容が記

四号に掲げる事項について、

とができる。

- 6 -

- 当該会計基準等の名称
- 当該会計方針の変更の内容
- \equiv 響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、 を与える可能性がある場合には、 当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響 当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の その旨及びその影響額(当該影

六 五 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

その旨)

4 に重要性が乏しい場合には、 前三項の規定にかかわらず、 注記を省略することができる。 前三項の規定により注記すべき事項

する注記) (会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関

第八条の三の二 ない。 財務諸表において同一の内容が記載される場合には、 針の変更を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければなら ただし、 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方 第三号から第五号までに掲げる事項について、 その旨を記載 連結

三

当該会計方針の変更を行つた正当な理由

財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

当該会計方針の変更の内容

当該事項の記載を省略することができる。

(新設)

四)前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

該事項の記載を省略することができる。 大まで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸 トまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸 トまで及び第二号ホからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該各 と不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定

イ 当該会計方針の変更の内容

ロ 当該会計方針の変更を行つた正当な理由

| 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

影響額 当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な

| 一当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定

- 当該会計方針の変更の内容

1 当該会計方針の変更を行つた正当な理由

(新設)	第八条の三の四 表示方法の変更を行つた場合には、次に掲げる事項
	(表示方法の変更に関する注記)
	成している場合には、記載することを要しない。
	2 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作
	三 当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項
	べき日前に適用する場合には、当該適用予定日)
	一当該会計基準等の名称及びその概要
	ができる。
	い。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略すること
	ないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならな
(新設)	第八条の三の三 既に公表されている会計基準等のうち、適用してい
	(未適用の会計基準等に関する注記)
	に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
	3 前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項
	ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
	へ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
	定することが実務上不可能な旨
	ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算
	二 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
	八財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

を注記しなければならない。

- | 財務諸表の組替えの内容
- | 財務諸表の組替えを行つた理由
- 三 財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場

2

- 3 前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項合には、その理由を注記しなければならない。
- 諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、4 第一項第二号及び第三号並びに第二項に掲げる事項は、連結財務に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当該事項の記載を省略することができる。

ついては、注記を省略することができる。る事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものに第八条の三の五(会計上の見積りの変更を行つた場合には、次に掲げ

当該会計上の見積りの変更の内容

| 当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額|

| に見積ることができる場合には、当該影響額(当該影響額を合理|| 務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的|| 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財

的に見積ることが困難な場合には、その旨)

(新設)

(新 設)	四 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
	(修正再表示こ對する主記) 「修正再表示こ對する主記) 「修正再表示こ對する主記) 「修正再表示こ對する主記) 「修正再表示こ對する主記) 「修正再表示こ對する主記) 「修正再表示こ對する主記)
(新 設)	できる。

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二 (略)

2 ばならない。 極めて困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記するこ とを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなけれ 前項第二号口からホまでに掲げる事項については、時価の把握が

融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければなら 負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金 の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融 動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。) 以下この項において同じ。) における相場その他の指標の数値の変 が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当 額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方 金融商品市場(法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。 該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク (金利、通貨の価格 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総 3

一・二 (略)

(略)

(有価証券に関する注記

第八条の七 (略) (略)

(金融商品に関する注記)

第八条の六の二(略)

2 ない。 困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要 しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければなら 前項第二号口からホまでに掲げる事項については、時価の把握が

指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項に が事業目的に照らして重要である財務諸表提出会社にあつては、当 額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方 各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記 以下この項及び次条第三項において同じ。)における相場その他の 該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク(金利、通貨の価格 融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、 おいて同じ。)の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該余 金融商品市場(法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。 しなければならない 金融資産及び金融負債の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総

一・二 (略)

(略)

第八条の七 (有価証券に関する注記) (略)

2 (略)

3 当該事業年度中に売買目的有価証券を満期保有目的の債券若しくは げる場合の区分に応じ、 その他有価証券へ変更したとき又はその他有価証券を満期保有目的 価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であつて、 らない。ただし、 の債券へ変更したときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲 ことができる。 流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時 重要性の乏しいものについては、注記を省略する 当該各号に定める事項を注記しなければな

有目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項 売買目的有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合 保

1 その概要

保有目的を変更した日及び変更の理由

八 当該事業年度における損益

貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額

朩 保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額

売買目的有価証券からその他有価証券へ変更した場合 保有目

的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

前号イから八までに掲げる事項

貸借対照表日における貸借対照表計上額

保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額

八

目的を変更した有価証券に係る次に掲げる事項

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更した場合

保有

第一号イ及び口に掲げる事項

次に記載しなければならない。 ただし、第八条の二の規定により記	られるものを除き、第八条の三及び第八条の三の二の規定による注
られるものを除き、第八条の二及び第八条の三の規定による記載の	ことをいう。以下同じ。) として記載することが適当であると認め
ことをいう。以下同じ。) として記載することが適当であると認め	事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載する
事項が記載されている財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載する	三の二までの規定による注記を除く。)は、脚注(当該注記に係る
1 この規則の規定により記載すべき注記は、脚注 (当該注記に係る	3 この規則の規定により記載すべき注記 (第八条の二から第八条の
	の規定による注記の次に記載しなければならない。
(新設)	2
	の次に記載しなければならない。
第九条 (新設)	第九条 第八条の二の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書
(注記の方法)	(注記の方法)
5・6 (略)	3・4 (略)
三 前項第三号に掲げる場合 同号ロ及び八に掲げる事項	
前項第二号に掲げる場合 同号ロ及び八に掲げる事項	
前項第一号に掲げる場合 同号二及びホに掲げる事項	
ものについては、記載を省略することができる。	
に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性が乏しい	
事業年度において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号	
4 当該事業年度前に保有目的を変更した有価証券については、当該	(削る)
差額をいう。)の額	
券評価差額金 (純資産の部に計上されるその他有価証券の評価	
ハ 貸借対照表日における貸借対照表に計上されたその他有価証	
口(貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額)	

る注記と関係がある事項については、これと併せて記載することが 記の次に記載しなければならない。ただし、第八条の二の規定によ とができる。

らない。 キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場 わらず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければな 合において、第八条の二の規定による注記は、 第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、 第一項の規定にかか

5

(略)

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の四 (略)

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が

行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を

注記しなければならない。

株式併合又は株式分割が行われた旨

前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定し

て一株当たり純資産額が算定されている旨

第五節 特別利益及び特別損失

第九十五条の二 れん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付し 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、負のの

載した事項と関係がある事項については、これと併せて記載するこ

キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場 合において、第八条の二の規定による記載は、 第八条の二十七の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、

らず、第八条の二十七の規定による注記の次に記載しなければなら

同条の規定にかかわ

2

ない。

3 (略)

(一株当たり純資産額の注記)

第六十八条の四 (略)

(新設)

第四節の二 特別利益及び特別損失

第九十五条の二 特別利益に属する利益は、 産売却益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、当該利益 前期損益修正益、 固定資

して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。ることが適当であると認められるものについては、当該利益を一括その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示すた科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、

(特別損失の表示方法)

。 失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる で表示することが適当であると認められるものについては、当該損 のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括し のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括し 失、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名 第九十五条の三 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損 第

第六節 当期純利益又は当期純損失

(税引前当期純損益の表示)

第九十五条の四 (略)

(当期純利益又は当期純損失)

第九十五条の五 (略)

、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することで一括して表示することが適当であると認められるものについては、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のものを示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし

(特別損失の表示方法)

ができる

(新設)

(当期純損益金額の表示)

第九十五条の四 (略)

第九十五条の五 (略)

(一株当たり当期純損益金額の注記)

第九十五条の五の二(略)

- 注記しなければならない。
 行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が
- 一 株式併合又は株式分割が行われた旨

(削る)

一株当たり当期純損益金額等の注記)

第九十五条の五の二(略)

- 2 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

 たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

 たり当期純利益金額の記載の次に記載しなければならない。ただし、潜体式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額で、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得するとり当期純利益金額の記載は要しないものとする。
- 3 当事業年度において株式併合又は株式分割が行われた場合には、 当事業年度において、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要 たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合 たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合 は、
 一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業
 一株当たり当期純利益金額を下回らない場合
 一株当にしない。ただし、前事業
 一様当において株式併合又は株式分割が行われた場合には、
 「はないものとする。」
- 株式併合又は株式分割が行われた旨
- 金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利と仮定した場合における前事業年度に係る一株当たり当期純利益二 前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われた

(削る)

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記)

益金額

4

の旨を記載し、当事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、それ、ただし、当事業年度において、潜在株式が存在しない場合、潜要な後発事象として次の各号に掲げる事項を注記しなければならな賃借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重

株式併合又は株式分割が行われた旨

利益金額の記載は要しないものとする。

二 前項第二号に掲げる事項 (前項ただし書により記載を要しない

場合を除く。

益金額と仮定した場合における当事業年度に係る一株当たり当期純利と仮定した場合における当事業年度に係る一株当たり当期純利益とができまれているがある。

(新設)

ければならない。

- 2 注記しなければならない。 行われた場合には、 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が 前項に規定する事項のほか、 次に掲げる事項を
- 株式併合又は株式分割が行われた旨
- 3 下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、 式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を ないものとする。 を記載し、 前二項の規定にかかわらず、 て潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が算定されている旨 前事業年度の期首に株式分割又は株式併合が行われたと仮定し 潜在株式調整後 一株当たり当期純利益金額の記載は要し 潜在株式が存在しない場合、潜在株 その旨

第七節 雑則

第百一条 当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。 株主資本は、 当事業年度期首残高、 当事業年度変動額及び

2 4 (略)

第百二条(その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、 期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載 科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を当事業年度 することができる。この場合には、 科目ごとのそれぞれの金額を注

第五節 雑則

第百一条 事業年度末残高に区分して記載しなければならない 株主資本は、 前事業年度末残高、 当事業年度変動額及び当

第百二条
その他利益剰余金は、第百条第二項の規定にかかわらず、 ることができる。この場合には、 末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載す 科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前事業年度 科目ごとのそれぞれの金額を注記

するものとする。
るものとする

動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。第百三条「評価・換算差額等は、当事業年度期首残高、当事業年度変

2 (略)

記するものとする。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注射首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載第百四条(評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、「統

| 額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。| 第百三条 評価・換算差額等は、前事業年度末残高、当事業年度変動

2 (略)

を注 するものとする。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記記載 末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載す年度 科目ごとの記載に代えて、評価・換算差額等の合計額を前事業年度ず、 第百四条 評価・換算差額等は、第百条第二項の規定にかかわらず、

当事業年度変動額及 第百五条 当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。 新株予約権は、 前事業年度末残高、 当事業年度変動額及び

2 (略)

(発行済株式に関する注記)

第百六条 発行済株式の種類及び総数については、次の各号に掲げる

事項を注記しなければならない。

行済株式総数並びに当事業年度に増加又は減少した発行済株式一発行済株式の種類ごとに、前事業年度末及び当事業年度末の発

二 (略)

2 (略)

2

(略)

(略)

第百六条

発行済株式の種類及び総数については、次の各号に掲げる

(発行済株式に関する注記)

事項を注記しなければならない。

発行済株式総数並びに当事業年度に増加又は減少した発行済株式

発行済株式の種類ごとに、当事業年度期首及び当事業年度末の

2

(略)

第百五条

新株予約権は、

当事業年度期首残高、

び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

(自己株式に関する注記)

事項を注記しなければならない。第百七条 自己株式の種類及び株式数については、次の各号に掲げる

己株式数並びに当事業年度に増加又は減少した自己株式数ー 自己株式の種類ごとに、当事業年度期首及び当事業年度末の自

二 (略)

(新株予約権等に関する注記)

第百八条 (略)

2 (略)

数を控除した株式数)に対する割合に重要性が乏しい場合には、注済株式総数(自己株式を保有しているときは、当該自己株式の株式中の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行由の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行いとに、新株予約権の目的となる株式の当事業年度期首及び当事業ごとに、新株予約権の目的となる株式の種類の

4・5 (略)

記を省略することができる

| に掲げる事項を注記しなければならない。| 第百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次

(自己株式に関する注記)

事項を注記しなければならない。第百七条 自己株式の種類及び株式数については、次の各号に掲げる

己株式数並びに当事業年度に増加又は減少した自己株式数自己株式の種類ごとに、前事業年度末及び当事業年度末の自

二 (略)

(新株予約権等に関する注記)

第百八条 (略)

2 (略)

を省略することができる。 を省略することができる。 を省略することができる。 を省略することができる。 を省略することができる。 ま、 第一項第二号の株式の数は、新株予約権の目的となる株式の前事業年度末の発行済の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使の概要を記載しなければならない。ただし、新株予約権が権利行使の機式の数ができる。

4・5 (略)

に掲げる事項を注記しなければならない。 第百二十八条 指定国際会計基準によつて作成した財務諸表には、次

一項 の 規	定により注記する場合に準用する。 2 第九条第三項の規定は、第百三十条及び第百三十一条第二項の規第百三十三条 (略)	定により注記する場合に準用する。 2 第九条第五項の規定は、第百三十条及び第百三十一条第二項の規第百三十三条 (略)
外 国 会	2 (略)	2 (略) について準用する。 について準用する。 「は、外国会社が提出する財務書類第百三十一条 第五条第二項の規定は、外国会社が提出する財務書類(表示方法)
	二 (略) 二 (略) 二 (部) 二 (部) 二 (部) 二 (部) 二 (部) 三 (三 (略)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省今第五十九号)

改正案	現行
様式第二号	様式第二号
【セグメント情報】	【セグメント情報】
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1.~6. (略)	1.~6. (略)
7.「1.報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれ	7.「1.報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれ
に定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目につい	に定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目につい
て記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を	て記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を
省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報	省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報
に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。	に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
(1) 3.に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 そ	(1) 3.に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 そ
の旨及び <u>前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分により作成した情報(当</u>	の旨及び <u>セグメント情報に与える影響</u>
<u>該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響)</u>	
② 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前事	② 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前事
業年度のセグメント情報を当該事業年度の区分方法により作成した情報(当該情報を作成すること	業年度のセグメント情報を当該事業年度の区分方法により作成した情報(当該情報を作成すること
が <u>実務上</u> 困難な場合には、当該事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した	が困難な場合には、当該事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した情報)
情報)	
8.~12. (略)	8.~12. (略)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省今第五十九号)

	改 正 案			現 行	
様式第六号 【損益計算書】			様式第六号 【損益計算書】		
		(単位: 円)			(単位: 円)
	前事業年度	当事業年度		前事業年度	当事業年度
	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日		(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
	至平成年月日)	至平成年月日)		至平成年月日)	至平成年月日)
売上高	×××	×××	売上高	×××	×××
売上原価			売上原価		
商品(又は製品)期首たな卸高	×××	×××	商品(又は製品)期首たな卸高	×××	×××
当期商品仕入高 (又は当期製品			当期商品仕入高(又は当期製品		
製造原価)	×××	×××	製造原価)	×××	×××
合計	×××	×××	合計	×××	×××
商品(又は製品)期末たな卸高	×××	×××	商品(又は製品)期末たな卸高	×××	×××
商品(又は製品)売上原価	×××	×××	商品 (又は製品) 売上原価	×××	×××
売上総利益(又は売上総損失)	×××	×××	売上総利益(又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費			販売費及び一般管理費		
	×××	×××		×××	×××
	×××	×××		×××	×××
	×××	×××		×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益(又は営業損失)	×××	×××	営業利益(又は営業損失)	×××	×××
営業外収益			営業外収益		
受取利息	×××	×××	受取利息	×××	×××
有価証券利息	×××	×××	有価証券利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××	受取配当金	×××	×××
仕入割引	×××	×××	仕入割引	×××	×××
投資不動産賃貸料	×××	×××	投資不動産賃貸料	×××	×××
	×××	×××		×××	×××
	×××	×××		×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	営業外収益合計	×××	×××
営業外費用			営業外費用		
支払利息	×××	×××	支払利息	×××	×××
社債利息	×××	×××	社債利息	×××	×××
社債発行費償却	×××	×××	社債発行費償却	×××	×××
売上割引	×××	×××	売上割引	×××	×××
	×××	×××		×××	×××
	×××	×××		×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	営業外費用合計	×××	×××
経常利益(又は経常損失)	×××	×××	経常利益(又は経常損失)	×××	×××
特別利益		8.00	特別利益		
(削る)			前期損益修正益	<u> </u>	×××

固定資産売却益	×××	×××	固定資産売却益	×××	×××
負ののれん発生益	×××	×××	負ののれん発生益	×××	×××
	×××	×××		×××	×××
<u> </u>	×××	×××		×××	×××
特別利益合計	×××	×××	特別利益合計	×××	×××
特別損失			特別損失		
(削る)			前期損益修正損	×××	$\times \times \times$
固定資産売却損	×××	×××	固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××	減損損失	×××	×××
災害による損失	×××	×××	災害による損失	×××	×××
	×××	×××		×××	×××
	×××	xxx		×××	xxx
特別損失合計	×××	×××	特別損失合計	×××	×××
税引前当期純利益(又は税引前当期純 損失)	×××	×××	税引前当期純利益(又は税引前当期純 損失)	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××		×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	法人税等合計	×××	×××
当期純利益(又は当期純損失)	×××	×××	当期純利益(又は当期純損失)	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和三十八年大蔵省今第五十九号)

	改 正 案			現	行	
様式第七号 【株主資本等変動計算書】			様式第七号 【株主資本等変動計算書】			
		(単位: 円)_				(単位: 円)
	前事業年度	当事業年度		前	事業年度	当事業年度
	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日		(自 平)	成年月日	(自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日)	至平成年月日)		至平成	年 月 日)	至 平成 年 月 日)
株主資本			株主資本			
資本金			資本金			
<u>当期首残高</u>	×××	×××	前期末残高		×××	×××
当期変動額			当期変動額			
新株の発行	×××	×××	新株の発行		×××	×××
	×××	×××			×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計		×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高		×××	×××
資本剰余金			資本剰余金	-		
資本準備金			資本準備金			
<u>当期首残高</u>	×××	×××	前期末残高		×××	×××
当期変動額			当期変動額			
新株の発行	×××	×××	新株の発行		×××	×××
3411/4022013	×××	×××	3411/4022013		×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計		×××	×××
当期末残高		×××	当期末残高	-	×××	×××
その他資本剰余金	^^^	^ ^ ^	その他資本剰余金		^ ^ ^	^ ^ ^
当期首残高 当期首残高	×××	×××	前期末残高		×××	×××
<u> </u>	^ ^ ^	^ ^ ^	当期変動額		* * *	^ ^ ^
	×××				×××	
当期変動額合計		×××	当期変動額合計	-		X X X
	×××	X X X			×××	X X X
当期末残高	×××	× × ×	当期末残高	-	×××	x x x
資本剰余金合計			資本剰余金合計			
当期首残高	×××	x x x	前期末残高		×××	×××
当期変動額			当期変動額			
新株の発行	×××	×××	新株の発行		×××	×××
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	×××	×××	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計		×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高		×××	×××
利益剰余金			利益剰余金			
利益準備金			利益準備金			
<u>当期首残高</u>	×××	×××	<u>前期末残高</u>		×××	×××
当期変動額			当期変動額			
剰余金の配当	×××	×××	剰余金の配当		×××	×××

	×××	×××		×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	×××
その他利益剰余金			その他利益剰余金		
××積立金			××積立金		
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額			 当期変動額		
	×××	×××		×××	×××
 当期変動額合計	×××	×××	 当期変動額合計	×××	×××
 当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	×××
操越利益剰余金			繰越利益剰余金		
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
<u> </u>			当期変動額		
剰余金の配当	×××	×××	剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	× × ×	×××	当期純利益	×××	×××
	× × ×	×××		×××	×××
 当期変動額合計	× × ×	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	× × ×	×××	当期末残高 	×××	×××
利益剰余金合計		~ ~ ~ ~	利益剰余金合計		
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額	^ ^ ^	~ ~ ~	当期変動額	^ ^ ^	~ ~ ~
剰余金の配当	×××	×××	剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	× × ×	× × ×	当期純利益	× × ×	×××
	× × ×	×××		× × ×	× × ×
 当期変動額合計	× × ×	×××	 当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	× × ×	×××	当期末残高	× × ×	×××
自己株式		~ ~ ~ ~	自己株式	~ ~ ~	
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額	^ ^ ^	~ ~ ~	当期変動額	^ ^ ^	~ ~ ~
自己株式の処分	×××	×××	自己株式の処分	×××	×××
	× × ×	× × ×		× × ×	×××
 当期変動額合計	× × ×	×××	 当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	× × ×	×××	当期末残高	×××	×××
株主資本合計	^^^	^		200	
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額	^ ^ ^	^ ^ ^	当期変動額	2 2 2	^ ^ ^
新株の発行	×××	×××	新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	× × ×	× × ×	剰余金の配当	× × ×	×××
当期純利益	× × ×	×××	当期純利益	× × ×	×××
自己株式の処分	× × ×	×××	自己株式の処分	×××	×××
	× × ×	× × ×		× × ×	×××
	× × ×	×××	 当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	× × ×
・	2 2 2	^^_		0.00	
その他有価証券評価差額金			その他有価証券評価差額金		
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
<u> 크까티/시민</u>	^ ^ ^	^ ^ ^	100m1시시시티	0.0.0	^ ^ ^

当期変動額			当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××	株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××
(純額)			(純額)		
当期变動額合計	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	×××
繰延ヘッジ損益			繰延ヘッジ損益		
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額			当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××	株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××
(純額)			(純額)		
当期变動額合計	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	×××
土地再評価差額金			土地再評価差額金		
当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額			当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××		当期変動額合計	×××	×××
当期友劉領口司	× × × ×	×××	当期支勤領口司		
コガイス同	* * *	×××	三	×××	×××
計圖·與异左領寺占計 当期首残高	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額	^ ^ ^	^ ^ ^	当期変動額	^ ^	^ ^ ^
株主資本以外の項目の当期変動額			株主資本以外の項目の当期変動額		
(純額)	×××	×××	(純額)	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
	×××	×××	 当期末残高	×××	×××
			新株予約権		
<u>当期首残高</u>	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額			当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額			株主資本以外の項目の当期変動額		×××
(純額)	×××	×××	(純額)	×××	
当期変動額合計	×××	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××	当期末残高	×××	×××
純資産合計			純資産合計		
<u>当期首残高</u>	×××	×××	前期末残高	×××	×××
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	×××	×××	新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	×××	×××	剰余金の配当	×××	×××
当期純利益	×××	×××	当期純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××	自己株式の処分	×××	×××
	×××	×××		×××	×××
株主資本以外の項目の当期変動額	×××	×××	株主資本以外の項	×××	×××
(純額)			目の当期変動額(純額)		
当期変動額合計	x x x	×××	当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	x x x	×××	当期末残高	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		

- 1.•2. (略)
- 3.その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、 事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの それぞれの金額を注記すること。
- 4.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>当事業年度期首残高</u>、 事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの それぞれの金額を注記すること。
- 5. (略)
- 6. 遡及適用及び修正再表示(以下「遡及適用等」という。)を行つた場合には、前事業年度の期首残高 に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。
- 7. (略)

- 1.•2. (略)
- 3.その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、 事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとの それぞれの金額を注記すること。
- 4.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、<u>前事業年度末残高</u>、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5. (略)

(新設)

<u>6.</u> (略)